

## 農業基本法が改正された霧島の農業は



木野田 誠議員

**問** 食料・農業・農村基本法が改正され令和6年に施行となった。世界的な気候の変化や情勢に大きな変化がある中、農業の憲法である基本法の改正は、農業に良い流れを生じさせていると考えられる。本市の対応はどうか。

**答** 独自の農業振興策として「霧島市担い手経営発展等支援事業」や販売促進などを支援する「稼ぐ力向上プロジェクト推進事業」を実施している。今後も農業生産性や付加価値の向上、経営の安定化に向けた施策を実施し、農業振興に取り組む。

## もつと強力な観光政策を

**問** 観光地域づくりの司令塔として地域の「稼ぐ力」を引き出し、地域経営の視点に立った戦略を作成する観光地域づくり法人(DMO)を組織するべきではないか。

**答** 増加が見込まれるインバウンド対策や、観光スタイルの変化を的確に捉えた観光振興策も必要であり、民間事業者の発想も重要である。今後、DMOの取組を含めて市観光協会のあり方などについて調査・研究する。

## 認知症の方への見守り 捜索体制の強化を



竹下 智行議員

**問** 認知症の方へのICT活用と、捜索の目を広げ早期に見守る体制整備を図れないか。

**答** 県警からSOS連絡票が届いた行方不明者の中で認知症の方は令和4年度8人、令和5年度7人である。本市が協定を締結している「みまもりあいアプリ」のダウンロードを市職員や消防団にも依頼した。今後も防犯カメラやドライブレコーダーの映像情報を早期提供できるよう、引き続き警察との連携を図る。

## 宮内線整備を再開し、市民の安全を守れ

**問** 進捗状況と今後の方向性はどうか。



狭い歩道を通行する様子

**答** 昭和31年に都市計画道路となり、歩道整備などを行ってきた経緯がある。車道の経年劣化や片側歩道で一部狭くなったおり、歩行者やシニアカーの通行に不便がある。今後の拡幅改良については、他の都市計画道路との優先度などを勘案しながら事業化について検討していく。

## 財政調整基金の活用で 公共の福祉の増進を



松枝 正浩議員

**問** 令和5年度決算における財政調整基金の積立額は、経営健全化計画(第4次)と比較し適正か。

**答** 基金積立額は、約25億1千万円である。経営健全化計画(第4次)では、基金積立子を含めて、約7億6千万円であり、差額は約17億5千万円である。計画方針に沿っており、適正であったと考える。

**問** 議会棟への視覚障害者誘導用ブロックが未設置の背景と今後の対応はどうか。

**答** 当時の基本設計では、設置の計画はなかった。今後、必要性について検討する。



議会棟前の点字ブロックの状況

詳しくは「ずいずい」

## 道路の管理状況は



下深迫 孝二議員

**問** 多くの交差点において、中央線・右折左折帯および横断歩道などにラインが消えている部分があり、安全確保が懸念される。安全対策をどのように考えているか。

**答** 職員によるパトロールや市民からの連絡などで状況把握し、緊急性の高いものから道路管理者が対応している。横断歩道は県警所管であるため、霧島警察署に補修要請している。

## 東九州自動車道の管理への働きかけは

**問** 東九州自動車道において法面管理が不十分で、周辺地域住民に悪影響を及ぼしているが、NEXCO西日本に対して



高速道路沿いの法面状態

## その他の質問

・武道館の空調設備について

詳しくは「ずいずい」



## いきいきチケットは柔軟性のある利用策の検討を



久保 史睦議員

**問** いきいきチケットの利用実績と課題は何か。

**答** 実績は下表のとおりである。利用率を比較した場合、「はり・きゅう・あん摩マッサージ利用券」の利用率が低い傾向にあり、市民の意見を参考に必要な検討・見直しを行うとともに、広報誌などを通じ制度の周知を図る。

**問** 今後、利用できるサービスや施設などの選択肢を増やす検討をすべきではないか。

**答** 高齢者計画等策定検討委員会の決定に基づき、高齢者が体力・コミュニケーションづくりができる場所として、市民の身近にある市公共施設

実績年度	温泉・プール・バス・タクシー		はり・きゅう・あん摩マッサージ	
	交付者数	利用率	交付者数	利用率
R3	13,831人	67%	15,790人	26%
R4	18,633人	68%	16,140人	25%
R5	19,011人	69%	16,505人	26%

いきいきチケットの利用実績

## その他の質問

・GIGAスクール構想における端末の取扱について

詳しくは「ずいずい」



## 契約規則の見直しなど、業務改革の促進を



宮田 竜二議員

**問** 学校給食の調理に使用する設備や、消防ポンプ自動車の購入契約などは、指名競争入札から随意契約に変更するように業務内容を見直すことを提言したいが、執行部の考えを問いたい。

**答** これらの物品は、地方自治法に基づき、購入時の随意契約には適さないかと判断する。

※随意契約とは  
市が、任意に選んだ業者と契約を締結する方式。手続きが簡素で迅速に契約を締結できる。

※指名競争入札とは  
あらかじめ指名した特定の業者だけが入札に参加できる方式。

**答** 本市では、職員の行政経営の参画意欲高揚、政策形成能力の向上を目的とした「職員提案制度」を運用し、テレビ会議システムの導入などの具体的な業務改善の取組につなげている。

詳しくは「ずいずい」

